

国立大学法人東京外国語大学の中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>国立大学法人東京外国語大学の基本的な目標は、日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会に関する教育と研究を通じて、地球社会における共存・共生に寄与することにある。</p> <p>教育面では、豊かな人間性、深い思考力、鋭利な感性を養い、高度なコミュニケーション能力、豊かな教養、広い視野を身につけ、さまざまな文化的背景を持つ世界諸地域の人々と協働して地球的課題に取り組むことができる人材を養成する。</p> <p>研究面では、世界諸地域の言語、文化、社会について領域横断的な創造的研究を推進し、地球社会が直面する諸問題の解明に寄与することをめざす。</p> <p>同時に、社会との連携を深め、多言語・多文化状況が急速に進む日本社会に、東京外国語大学独自の教育研究活動の成果や知的資源、人的資源を、さまざまな方法と媒体を通じて還元していく。</p> <p>本学の基本理念を、21世紀の新しい時代に相応しい形で実現していくため、2002年に策定したグランドデザインを2007年に一部改訂し、以下のとおりとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> I. 拠点大学化 <ul style="list-style-type: none"> 1. 世界諸地域の言語・文化・社会に関する高等教育の拠点 2. 世界諸地域の言語・文化・社会に関する学際的かつ先端的な研究拠点 3. 日本語教育研究の世界的な拠点 II. 国内外の大学間連携等による教育研究の高度化 III. 国内外における社会連携の展開 IV. 豊かな学生生活の実現 V. 拠点大学としての基盤整備 	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 2010（平成22）年4月から2016（平成28）年3月まで</p> <p>2 教育研究組織</p>	

<p>この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>【学士課程】</p> <p>大学改革の国際的動向を踏まえ、本学の特色である言語教育と学術専門分野の「ダブルメジャー教育」と幅広い教養教育を通じて、異文化間の相互理解に寄与し、地球社会における共生の実現に貢献できる人材を社会に送り出すことを重点目標とする。</p> <p>教育の質を確保するために、厳格な成績評価基準による学修評価を行うとともに、人材養成の目的に沿った学士力を確保するため、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを、より明確にした教育プロセスを構築し、グローバル化に伴う柔軟で可変的な地域設定を検討し、現代的課題に応えるため、必要に応じたカリキュラムの見直しを不断に行う。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【学士課程】</p> <p>(カリキュラム・ポリシー)</p> <p>科目のカテゴリ化とコース設計の充実により履修枠組みを構造化し、幅広い教養教育をもとに、高度な言語教育と学術専門分野教育によるダブルメジャー教育を行い、高度な言語運用能力と世界諸地域の文化と社会についての深い洞察力・知見を身につけた人材を養成する。言語教育においては、26専攻語の高度な言語運用能力の修得を履修の核とし、専攻語と関連の深い地域の文化・社会に関する地域科目の構造化を行う。学術専門分野教育においては、授業科目の体系化・構造化を行い、キャリア教育も含め、その専門性によって科目群を体系化する。教養教育においては、複合的領域の問題を題材にして、流動的な現代情勢に対応できる教養を身につけるため、多様性に配慮した体系化を行う。</p> <p>(ディプロマ・ポリシー)</p> <p>言語教育における教授（学習）水準確保と、専門教育における教授（学習）範囲の整備によって学位授与方針を明確にし、学士力を保証するとともに、ダブルメジャー教育の有効性の検証を不断に行い、必要に応じて、指導体制の見直し等の対策を柔軟に行う。</p> <p>なお、本学の学士力を検証するにあたっては、大学改革の国際的動向の調査・研究を行う。</p> <p>また、学士力を強化するために、専門教育を学ぶにあたって、必要とされる学術リテラシーの学習のために、新たに複数の教職員で教授する必修科目を開講する。</p> <p>(アドミッション・ポリシー)</p> <p>ディプロマ・ポリシーおよび、カリキュラム・ポリシーに従い、本学が想定する教育対象学生像を明らかにし、高等学校で習得すべき内容・水準を提示するとともに、本学や他大学における多様な入試制度の実施状況を調査・評価し、本学のアドミッション・ポリシーに相応しい入試形態を工夫する。</p>

	<p>(成績評価)</p> <p>学生の教育指導の過程において、多面的な観点から学習到達度の検証を組織的に行い、成績評価の厳格性を確保する。言語教育においては、言語の運用の能力について、外部の評価制度も活用しつつ、達成基準を明確化し、達成度を評価する。また、専攻語と関連の深い地域に関する教育においては、各地域の諸問題に対する総合的な理解についての達成基準を明確化し、達成度を評価する。学術専門分野教育については、文化と社会についての理解力、問題の解決力と実践力、協働力について達成度基準を明確化し、達成度を評価する。教養教育については、総合的な思考力・対応力、社会適応力、社会的責任感について達成度基準を明確化し、達成度を評価する。更に、学生の留学の積極的な支援のため、専門教育や教養教育において、GPA換算の導入を行う他、留学先で取得した単位の認定基準を明確にする。</p> <p>(外国語学部に関する特記事項)</p> <p>外国語学部において、グローバル化する世界の動向を踏まえ、柔軟で可変的な地域設定を検討しつつ、現代的課題に対応するために、入学定員の再配置を視野に入れたカリキュラムの見直しを行う。</p> <p>【大学院課程】</p> <p>(カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー（円滑な学位授与の推進))</p> <p>2009（平成21）年4月に地域文化研究科を改組し設置した総合国際学研究科において、総合国際学の理念の実現に必要な授業科目を拡充する。学位論文の執筆等に対する研究指導計画を策定するとともに、指導委員会による面接を通じて、複数の教員によるきめ細やかな指導を実施する。また、必要に応じて指導方法の見直しや教育課程編成の改善を行う。</p> <p>標準修業年内の学位授与を促進する方策として、海外調査・研修による研究等を教育課程に取り入れる。</p> <p>また、国際的な通用性・信頼性を考慮しつつ、国内外の他大学と連携して学位を授与する枠組みを構築する。</p> <p>(アドミッション・ポリシー)</p> <p>研究対象となる地域に関する言語・文化・社会、あるいは国際社会の政治経済システムについて、十分な基礎知識を習得している学生を受け入れるとともに、秋学期入学の導入も含めた入試方法全体の見直しを行う。</p> <p>(成績評価)</p>
--	--

<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>カリキュラム・ポリシーを踏まえ、教職員、教育支援者が適切に配置されているか検証を行い、教育の実施体制の改善を図る。</p> <p>本学の特色であるダブルメジャー教育の質を向上させるために、よりきめ細やかな指導体制の構築等による教育環境の改善を行う。教育活動や教育実施体制について効率的な点検・評価を定期的に実施し、その結果を教育改善へと結びつける。</p> <p>国内外の大学間連携による教育研究の高度化の推進</p> <p>教育研究の高度化の推進のため、国内外の大学間連携等による教育研究リソースの拡充と多様化をめざす。</p>	<p>成績評価基準における、科目群ごとの客観的な学習到達度を、より詳細に明示する。</p> <p>(キャリアパス) 世界の言語、文化、社会に関する先端的な専門研究者及び高度専門職業人のための多様なキャリアパスを構築する。</p> <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (教育組織・体制の整備)</p> <p>国際的な視点からの日本研究・教育を推進するため、国際日本専攻（仮称）を平成28年度に新設するなど、大学院課程の再編により教育研究体制を強化する。また、学士課程においては、平成28年度開始の新たな教育プログラム及び、その実績を踏まえた新学部設置を見据え、国際的な視点からの日本研究・教育を実施する。</p> <p>(適切な教員の配置) 教員組織一元化のメリットを活かし、学部・大学院のカリキュラム・ポリシーに応じた教員の配置を行う。 また、主に語学教育において、留学生等を教育支援者として積極的に配置し、双方向型の学習を展開する。</p> <p>(教育活動の質の改善の方策) 少人数クラス、学習カルテを使用した履修設計の指導等による、よりきめ細やかな指導体制を構築する。 また、教員の教育活動評価、学生の授業評価結果、学習カルテを使用した指導等をFD活動に反映し、指導方法の改善や教材開発等の教育改善に還元する。</p> <p>(教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策) 教育学習環境改善のための学術情報基盤の整備、ラーニングコモンズの構築等を通じ、学生サービスを充実させる。</p> <p>(国内外の大学間連携の推進) 国内外のさまざまな大学・研究機関との間で、学生の派遣、共同授業、連携講座、単位互換など多様な形態による協力・連携を推進する。特に、コロンビア大学等の大学・研究機関から第一線の外国人教員を招聘し、日本研究を中心とした先端的国際共同研究・共同教育を実現する。</p>
--	--

(3) 学生への支援に関する目標

学生が健全で充実した学生生活が送れるよう、学習支援、経済的支援、保健支援、就職支援等の充実を図り、多角的・複合的な学生支援システムを整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

世界の広範な地域にわたる言語・文化・社会について多様な専門性をもつ研究者を擁している東京外国语大学は、人類諸文化研究の学際的、総合的研究を推進するアリーナとしての条件を備えている。

大学院総合国際学研究院では、専門研究者をめざす大学院生と協同して、世界の言語、文化、社会に関する複合的、領域横断的な研究を推進する。

アジア・アフリカ言語文化研究所では、21世紀の多元的地球社会の見取り図を描く上で不可欠な、アジア・アフリカ世界に関する新たな認識枠組みの創出につながる研究を展開する。

また、研究の成果を不斷に検証し、その研究成果を積極的に社会に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究水準のさらなる向上のために、研究推進の必要性に応じた研究者の適正な配置、研究支援体制の整備、研究資金の重点的配分などを図っていく。

また、国内外の研究者に対する共同利用機能の一層の充実とともに、他大学、他機関との連携・協力関係を強化する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(学生支援の方策)

優秀な学生が学業に専念できる条件を整えるため、奨学制度を含めた学生への経済的支援を拡充するとともに、心身ともに健全で充実した学生生活が送れるよう、心身の保健に関する医療面での支援を推進する。

また、学生がその個性と資質を十分に発揮し社会において自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、就職支援体制を拡充する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(目指すべき研究の方向性及び重点的に取り組む領域)

世界諸地域の言語、文化、社会に関する学際的かつ先端的な研究活動推進のため、研究院においては、「世界諸地域の言語の個別研究の推進、多言語の対照研究を基礎とする言語理論の構築、ならびにそれらの成果の言語教育への応用」、「世界の諸文化、社会に関する個別的研究の推進、および複合的、領域横断的な研究領域の開拓」に、アジア・アフリカ言語文化研究所においては、「アジア・アフリカを中心とした言語態、地域生成、文化の伝承と形成に関する基礎研究と情報資源科学」に重点的に取り組む。

(研究の水準・成果の検証に関する具体的方策)

研究水準・成果の検証システムとして、教員や研究プロジェクトに関する自己点検評価・外部評価を定期的に行う。

(成果の共同利用(学内・学外)ならびに公開に関する具体的方策)

研究活動の成果の学術書や論文としての公表、国際シンポジウム等研究集会の開催、基礎資料等の情報資源化等を行い、研究の成果を学内外の研究者と共有するとともに、社会にその成果を発信する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(研究者等の適切な配置に関する具体的方策)

重点的領域への優秀な研究者の配置、プロジェクト研究推進のための外国人客員研究員の採用、任期付きポストやフェロー（客員）制度の運用等をとおして、研究者等の適切な配置を行う。とりわけ、日本研究の領域においては、平成27年度から複数部局の関連教員を新設の国際日本学研究院（仮称）へ再配置し、国際的・総合的な視点から日本を研究教育の対象とする体制を強化する。

	<p>(研究環境の整備及び資金配分に関する具体的方策) 研究を積極的に推進するために、競争的資金の獲得につとめるとともに、研究戦略に基づく経費の配分や科学研究費補助金申請課題への資金支援等を行う。</p> <p>(共同利用・共同研究拠点の研究実施体制等に関する特記事項) アジア・アフリカの言語文化に関する国際的な研究拠点として、国内外の研究者を組織した国際的な広がりのある共同研究プロジェクトを推進する。 研究所の運営の基本的・長期の方針などの重要事項について外部委員へ諮問する運営委員会等の委員会において外部の意見を取り入れる体制を強化する。</p> <p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>社会連携の展開 教育・研究成果の発進力を強化し、東京外国语大学独自の専門性と知的資産を活かした社会貢献を推進する。</p> <p>(2) 国際化に関する目標</p> <p>【教育】 我が国の高等教育の国際競争力の向上 徹底した「大学改革」と「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国の社会のグローバル化を牽引するための取組を進める。</p> <p>海外の交流協定機関等との共同教育 世界諸地域の大学との間で双方向的な学生の交流を推進し、協定校との交流を充実させるとともに、多様な背景をもつ外国人学生と日本人学生がともに学び、ともに生活する、多言語・多文化交流キャンパス（キャンパスグローバル</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(教育・研究成果の社会への公開・還元) オープン・アカデミー等を中心に、大学教育を社会に開放することによって、本学の特性を生かした学習の機会を提供する。</p> <p>(地域貢献・社会貢献) 国際化が進む日本社会において顕在化しつつある諸問題に対して、本学の特性を活かした様々な地域社会と連携した社会貢献事業を進める。</p> <p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <p>【教育】 (我が国の高等教育の国際競争力向上のための方策) スーパーグローバル大学創成支援『「世界から日本へ、日本から世界へ」一人と知の循環を支えるネットワーク中核大学』事業の目標達成に向け、海外協定校と共に教育を行う Joint Education Program を 10 件実施、学生一人につき最低 2 度の留学を促す「留学 200%」計画を推進するために TUFS クオーター制を導入、日本から世界への発信拠点となる Global Japan Office を 8 拠点設置する等の取組を進める。</p> <p>(海外留学、海外研修の推進) 学生に積極的に国際経験を積ませるために、グローバルなネットワークを構築する等、学生が海外留学、海外研究、海外インターンシップ等へ参加しやすくなるための様々な方策を講じる。</p>
--	---

化) を実現する。

日本語教育研究の世界的な拠点としての役割の強化

大学及び大学院進学配置前の予備教育を通じて培ったノウハウを生かして、国内外の日本語教育の普及を図るとともに、総合的な日本理解に資する教育研究基盤体制を構築する。

(キャンパス・グローバル化)

キャンパス・グローバル化を推進するため、留学生については、国際交流のための施設の充実、奨学制度を始めとする経済的支援体制等、各種支援体制を拡充する。

(日本研究・日本語教育研究の世界的な拠点としての役割の強化)

日本研究・日本語教育研究の世界的な拠点として、国内外のモデルとなる先進的な日本語教育の実践（大学及び大学院進学配置前の予備教育）および日本語教育者の養成（日本語指導教員派遣事業）、理論と実践において独自性をもつ日本語研究ならびに日本語教育学の推進、国内外の日本語教育機関への総合的コンサルティング機能の充実を行う。また、世界で日本を発信することができる優れた人材や国際的視野をもつ日本研究者を育成する。

【研究】

世界諸地域の言語・文化・社会に関する国際的・先端的な共同研究の推進

海外の研究機関と連合し、国際的・先端的な共同研究を組織的に展開する。また、世界の研究機関・図書館、研究者との連携・協力のもと、現地語資料の収集・保存・情報化などの事業を推進する。

【研究】

(基礎的・基盤的研究活動を通じた国際化)

アジア・アフリカ研究教育コンソーシアム（CAAS）等を中心に、世界諸地域における先端的・国際的な研究活動を推進する。

また、世界諸地域の現地語資料の収集・保存・情報化などの事業を推進し、地域研究の拠点化を進めるとともに、海外に設置したリエゾンオフィス等を活用し、国際的な研究活動を推進する。

【国際貢献】

(国際貢献)

日本及び国際社会において、国際協力に貢献する人材を育成し、国際的な活動を行う様々な分野へ送り出すとともに、本学の特性を生かした国際貢献を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

運営体制の改善

学長は、管理運営の最高責任者として教育研究の活性化に資するため、学内外の状況の変化に即応することを目的として学内外に設置した審議組織において、活発な議論を行い、リーダーシップを發揮した責任ある執行を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(運営組織の効率的・機動的な運営に関する具体的方策)

将来構想や経営戦略等を審議する場として、本学が独自に設置した経営戦略会議を積極的に活用しつつ、教育研究評議会の効果的な運営を基礎として、学長・理事・副学長を中心に、機動的・戦略的な大学運営及び資源配分を行う。

<p>教育研究組織の見直し 国立大学としての社会的要請、学生ニーズ等を踏まえ、急速にグローバル化していく時代に即し、教育研究組織の見直しについて検討を行う。</p> <p>教職員人事の適正化 優れた研究に裏打ちされた豊かな学識と教育能力を有するとともに、学生と豊かな人間関係・信頼関係を構築することのできる教員を採用する。 創造的な大学経営に参加できる人材を養成する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標 大学の運営に必要な業務を十全に遂行できるとともに、大学の方針に機動的に対応できるよう、事務処理内容を見直し、効率化とコストの低減を目指すとともに業務の重点化を行う。</p>	<p>また、経営戦略会議を発展的に改編した総合戦略会議において、理事・副学長による各業務別の責任体制の明確化、戦略策定機能の強化、意思決定の一元化などの見直しを行うことにより、組織の効率的・機動的な運営を実現する。</p> <p>(運営組織の合理的で責任ある体制整備に関する具体的方策) 学外からの意見を聴取し社会的存在としてその責任を明らかにするとともに学外有識者の識見を大学経営により直接に反映させるため、経営協議会を効果的に活用する。</p> <p>(教育研究組織の編制・見直しのシステムに関する具体的方策) 経営戦略会議を中心に、責任ある教育研究体制の維持・形成を前提とし、国内外の高等教育改革の動向を総合的に勘案しつつ組織の整備を行う。</p> <p>(女性教員、外国人教員への支援に関する具体的方策) 多数在籍する女性教員、外国人教員が、働きやすい環境づくりのための取組を推進する。</p> <p>(人事評価システムの活用に関する具体的方策) 適切な人事評価を人員配置、昇格、昇給、手当等に反映させるほか、年俸制の導入をはじめとする新たな人事・給与制度を導入・促進する。</p> <p>(教職員の採用及び教員の流動性向上に関する具体的方策) 教職員の採用にあたっては、教育プロジェクト、研究プロジェクト型人事を拡充し、人事を流動化させる。</p> <p>(大学職員の職能開発) 高度化・複雑化する大学業務に対応するために、体系的なSD（スタッフ・ディベロップメント）を実施し、事務職員の職能開発を行うとともに、PDCA（計画・実践・評価・改善）サイクルを確立し、業務運営を改善する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(事務組織の機能・編制の見直しに関する具体的方策) 大学の戦略に即した事務体制の重点化を図り、必要に応じて組織改編を行う。 業務のアウトソーシング、事務の電算化、IT（情報技術）を活用した事務処理の簡素化等について、さらなる検討を進める。</p>
---	---

III 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標

外部資金の積極的な獲得を目指す等、自己収入の増加を図るために事業計画の実施を検討する。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

管理的経費の抑制を目指して業務の合理化、効率化を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

東京外国语大学の有する施設設備や資産の状況を定期的に点検し、有効かつ定期的に運用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

国立大学法人としての社会的責任を果たすべく、全学的及び部局ごとの点検評価を定期的に行い、教育研究の活性化及び管理運営業務の改善を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

国立大学としての社会に対する説明責任や大学のプレゼンス向上を果たすべく、教育研究活動、地域貢献や国際協力、組織運営、人事、財務など大学の運営全般にわたっての情報発信を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策)

経営戦略会議が中心となり、教育・研究の活性化を目的とした外部資金獲得のために、企画・立案を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

光熱水料及び物件費等、管理的経費の抑制を図り、経費を削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

本学の資産の運用状況を定期的に点検するとともに、有効活用のための具体的方策を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための目標

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

点検・評価室を中心に、大学の諸活動に関する点検・評価を行い、必要に応じて改善を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

教育的情報や教員の活動に関わる情報、学術情報を広く、わかりやすく公開するため、多種多様な広報手段を充実させる。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

快適な教育研究環境を維持し、大学経営に必要な施設基盤を確保・活用するために、長期的視点に立った施設設備の計画を推進し、世界に開かれたキャンパス環境の形成に努める。

2 安全管理に関する目標

全学的な危機管理体制に基づき、安全管理の啓発を行うとともに、情報マネジメント体制に基づき情報セキュリティを確保・維持する。

3 法令遵守に関する目標

業務運営が適正に行われるよう、法令遵守を徹底する取り組みを行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

卓越した教育研究拠点の形成発展に向けて、留学生・外国人研究者のための国際交流施設の建設を含めた施設整備計画を推進する。

多言語・多文化空間を実現するとともに、安全で快適なキャンパス計画を推進する。

施設設備の利用状況の点検・評価を実施し、適切なスペース管理を行う。

施設設備の維持管理・保全計画を、継続的に実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

学生及び職員の安全管理・衛生管理・保健管理、就学・就労環境管理を推進する。

開かれたキャンパスとして、安全管理に関して、地域及び関連機関との連携を強化するとともに、海外での学生、教職員の安全についても配慮を怠らない。

また、情報セキュリティを確保・維持するためのセキュリティ対策を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映するサイクルの構築を図るとともに、特に、業務監査の充実を図る。

国立大学法人法を始めとする各種法令遵守体制を構築する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

9億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが予想されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 78	国立大学財務・経営センター施設費交付事業費 (78百万円)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するため必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について 22年度以降は 21年度同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備補助金及び国立大学財務・経営センター施設設備交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

世界的な教育研究拠点をめざす本学にふさわしい能力を持つ教職員を採用する。柔軟な人事制度を構築し、人事の流動化を図るとともに、年功序列型人事の弊害を除去して能力本位の昇任制度を構築する。また、教育研究のプログラムや人件費管理に配慮した中長期的な人事計画を策定する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 24,686 百万円 (退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

なし

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、府中キャンパスの整備事業に係る施設設備整備費、その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務に充てる。

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	20,049
国立学校財務・経営センター施設費交付金	78
自己収入	14,429
授業料、入学金及び検定料収入	14,032
雑収入	397
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,018
計	35,574
支出	
業務費	34,478
教育研究経費	34,478
施設整備費	78
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,018
計	35,574

〔人件費の見積り〕

期間中総額 24,686 百万円を支出する。（退職手当は除く）

注）人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ、試算している。

注）退職手当については、国立大学法人東京外国語大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事

業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。
注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。

・学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。

・附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。

・法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。

・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y)：教育研究等基幹経費（①）を対象。

F(y)：その他教育研究経費（②）を対象。

G(y)：基準学生納付金収入（③）、その他収入（④）を対象。

S(y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y)：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y)：施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y)：特別経費（⑤）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

$I(y)$ ：特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ）：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注）中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注）施設整備費補助金及び国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注）自己収入並びに产学研連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注）产学研連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注）業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試

算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」並びに「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22～27年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	35,496
経常費用	35,496
業務費	32,714
教育研究経費	6,696
受託研究経費等	1,014
役員人件費	380
教員人件費	18,874
職員人件費	5,750
一般管理費	2,688
減価償却費	94
収入の部	35,496
経常収益	35,496
運営費交付金収益	20,034
授業料収益	11,844
入学金収益	1,670
検定料収益	518
受託研究等収益	1,014
寄附金収益	4
財務収益	18
雜益	379
資産見返負債戻入	15

注) 受託研究経費等は、受託事業費、共同研究費、共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益、共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 22~27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	36,050
業務活動による支出	34,934
投資活動による支出	640
次期中期目標期間への繰越金	476
資金収入	36,050
業務活動による収入	35,496
運営費交付金による収入	20,049
授業料及び入学金検定料による収入	14,032
受託研究等収入	1,014
寄附金収入	4
その他の収入	397
投資活動による収入	78
施設費による収入	78
前中期目標期間よりの繰越金	476

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付金事業にかかる交付金を含む。

別表1（学部、研究科等）

学 部	言語文化学部 国際社会学部
研究 科	総合国際学研究科

別表2（共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点）

共同 研究 利用 拠点	アジア・アフリカ言語文化研究所
教育 利用 拠点	留学生日本語教育センター

別表（収容定員）

平成 22 年 度	外国語学部	3,040人
	地域文化研究科	40人
うち	〔博士後期課程	40人〕
	総合国際学研究科	376人
うち	〔博士前期課程	296人〕
	博士後期課程	80人
平成 23 年 度	外国語学部	3,040人
	総合国際学研究科	416人
うち	〔博士前期課程	296人〕
	博士後期課程	120人
平成 24 年 度	外国語学部	2,295人
	言語文化学部	370人
	国際社会学部	375人
うち	〔博士前期課程	296人〕
	博士後期課程	120人
平成 25 年 度	外国語学部	1,550人
	言語文化学部	740人
	国際社会学部	750人
うち	〔博士前期課程	296人〕
	博士後期課程	120人

平 成 26 年 度	外国語学部	775 人
	言語文化学部	1,125 人
	国際社会学部	1,140 人
	総合国際学研究科	416 人
うち		
〔 博士前期課程 296 人 〕		
博士後期課程 120 人)		
平 成 27 年 度	言語文化学部	1,510 人
	国際社会学部	1,530 人
	総合国際学研究科	416 人
	うち	
〔 博士前期課程 296 人 〕		
博士後期課程 120 人)		